

「容量市場業務マニュアル実効性テスト編（対象実需給年度：2028 年度）」に関する意見募集に寄せられたご意見および本機関回答

No.	頁	ご意見	回答
1	8	発動実績の修正登録の期限が「本機関から指定する期日まで」とされている点について、事業者側に確保される最低限の対応期間が不明確であるため、例えば「通知後最低1週間以上」など、事業者側に確保される期間を明記いただきたいです。	発動実績の修正登録の対応期間は、状況に応じて、事業者での対応期間を設けつつ審査期間を考慮のうえ、本機関にて指定させていただきます。アセスメント期間短縮の観点からも、募集要綱や業務マニュアルの内容に従い、修正を要しない正確な内容でのご提出にご協力をお願いいたします。
2	8	発動実績の修正登録期日について、「2027年度版：2026年4月10日まで」から「2028年度（案）版：本期間から指定する期日まで」へ変更されているが、凡そその期日期間など具体的な記載をお願いしたい。	発動実績の修正登録の対応期間は、状況に応じて、事業者での対応期間を設けつつ審査期間を考慮のうえ、本機関にて指定させていただきます。アセスメント期間短縮の観点からも、募集要綱や業務マニュアルの内容に従い、修正を要しない正確な内容でのご提出にご協力をお願いいたします。
3	8	【確認】 発動指令実績の修正登録通知スケジュールの記載が変更となっておりますが、市場退出手続きまで実効性テスト実施翌年度内には完了する見通しでしょうか。 【意見】 また期日について通知いただく際は、事業者側での作業を考慮いただき、2週間程度余裕を持って設定いただけますと幸いです。	実効性テストの結果市場退出となった場合、実効性テストの翌年度内に市場退出手続きをしていただきます。 発動実績の修正登録の対応期間は、状況に応じて、事業者での対応期間を設けつつ審査期間を考慮のうえ、本機関にて指定させていただきます。アセスメント期間短縮の観点からも、募集要綱や業務マニュアルの内容に従い、修正を要しない正確な内容でのご提出にご協力をお願いいたします。
4	8, 60	P.60の注2「発動実績の未報告時の対応」について、冬季の2月に実効性テストを実施した場合、2月分のスマートメーター確報値を報告期限である2027年3月10日までに受領できない可能性があり、期限内の発動実績報告が困難となる場合があります。 このようなケースでは、未確定値での登録および後の修正登録を行うのではなく、事前に電力広域的運営推進機関へ申告した上で報告期限を個別に調整し、確定値を用いた登録を一度で完了できる運用を認めていただきたいです。	一般送配電事業者の検針スケジュールの都合により、発動実績の一部が未確定の場合も、確定分については期日通りの登録をお願いいたします。円滑な市場運営のためご協力をお願いいたします。
5	14	低圧リソースの場合、各リソースの容量が小さいため、リスト登録を行うリソース数が膨大となり、各リソースの提出書類の準備に多くの労力を要しております。 一方で、各提出書類の提出目的について必ずしも十分に理解できていない部分もあることから、低圧リソースについては、各書類の提出目的や必要性を整理いただいた上で、可能な範囲で提出書類を必要最低限とする等の措置について、ご検討いただけないでしょうか。	電源等リストに登録いただく各リソースの提出書類については、審査の際に参加リソースを特定するのに必要最低限の情報を提出いただいております。円滑な市場運営のため、ご協力をお願いいたします。
6	19	表2-4（電源）および表2-5（需要抑制）に示されている電源等リストの記載項目について、低圧リソースにおいては、項目名は異なるものの、電源等の名称や所在地、需要家名等として、実質的に個人需要家の氏名・住所に相当する情報の記載が求められています。 電源等リストは複数主体間で共有・管理される資料であることから、これらの個人情報を一覧的に含めることによる管理・漏洩リスクが高いと考えます。 当該情報については、別途提出が求められている書類により確認可能であることも踏まえ、低圧リソースに限り、電源等リストへの記載を不要としていただきたいです。	電源等の名称や所在地、需要家名等は、審査の際に参加リソースを特定するのに必要最低限の情報を記載いただいております。円滑な市場運営のため、ご協力をお願いいたします。
7	24	「安定電源で、アセスメント対象容量まで供給力を提供してもなお、需給ひつ迫時に発動指令電源として追加の供給力を提供できる場合。ただし、安定電源として落札されなかった電源は発動指令電源の1リソースとして電源等リストに登録することはできません。」について、メインオーケションにて諸般の事情で入札及び落札がなく、追加オーケションから参加予定の場合は、容量市場実務説明資料（対象実需給年度：2026年度）P.14の「1地点複数応札において安定電源の契約容量が未定である場合の扱い」に記載の通り、1地点複数応札として発動指令電源に参加し、追加オーケションにて予定されるアセスメント対象容量を用いて、発動実績の算定は可能かご教示いただきたい。	業務マニュアルに記載の通り、対象実需給年度2028年度のメインオーケションで安定電源として落札されなかった電源は、発動指令電源の1リソースとして電源等リストに登録することはできません。よって、追加オーケションにて予定されるアセスメント対象容量を用いての発動実績の算定はできません。
8	35	注1：電源等リストの更新について、電源等リストの変更・読替表の提出が行われない場合は実績値を零とする記載があるが、各管区一般送配電事業会社により提出期日が異なるのか、凡そその期日期間があるのか等、具体的な記載をお願いしたい。	一般送配電事業者の都合等により地点特定番号が変更となった場合の通知時期は一律ではないため、電源等リストの更新申込の期日以降に地点特定番号の変更があった場合は、発動実績報告時に読替表を提出ください。通知時期が電源等リストの更新申込期日以降であった場合等、やむを得ない理由があると認められる場合に限りアセスメントにおいて考慮します。
9	36	2027年度までの業務マニュアルに記載されていた、実需給期間中の「電源等リストの変更申込の締切」に関する注意書きが、本マニュアルでは確認できず、運用が不明瞭となっております。 実需給期間中における電源等リストの変更申込の締切について、事業者が判断できるよう、マニュアル上で明確に記載いただきか、記載しない場合には具体的な締切を示していただきたいです。	実需給期間中の電源等リストの変更申込については、対象となる実需給年度の業務マニュアル 実需給期間中リクワイヤメント対応（発動指令電源）編を参照ください。 ご意見を踏まえ、業務マニュアルP.36を更新いたします。
10	36	・実需給期間中の電源等リストの変更申込の締切について、対象実需給年度：2027年度のマニュアルにおける記載（注2）が削除されているが、毎月の締切および審査の取り扱いについて変更があるのか。	実需給期間中の電源等リストの変更申込については、対象となる実需給年度の業務マニュアル 実需給期間中リクワイヤメント対応（発動指令電源）編を参照ください。 ご意見を踏まえ、業務マニュアルP.36を更新いたします。
11	46	「提供する供給力については、各リソースの発電販売計画又は需要抑制計画へ適切に反映してください。実効性テストにおける供給力については、属地一般送配電事業者とインバランス精算が行われます。」について、容量市場業務マニュアル実需給期間中リクワイヤメント対応（発動指令電源）編（対象実需給年度：2025年度）P.11の「適切に入札した結果、未約定となった場合、未約定分についてはインバランスとして扱います。」の記載と同様に、発電販売計画又は需要抑制計画へ適切に反映・入札した結果、未約定になった場合はインバランスとして扱われる理解でよいか？	発電販売計画又は需要抑制計画へ適切に反映・入札した結果、未約定になった場合は基本的にインバランス精算として扱われます。

No.	頁	ご意見	回答
12	46	<p>【確認】</p> <p>①実需給断面での発動指令は「容量市場 業務マニュアル 実需給期間中リクワイアメント対応 発動指令編（2025年度）」のPage11（実効性テスト改定案の記載より、2028年度も同様と思料）に記載の通り、調整力精算となります。実効性テストについても対応内容は変わらないにもかかわらず、実効性テストのみインバランス精算となっている理由を教えてください。</p> <p>②実効性テストにおける発電BG計画の提出要否について確認させてください。「容量市場 業務マニュアル 実需給期間中リクワイアメント対応 発動指令編（2025年度）」のPage11においては、BG計画提出が明記されておりますが、実効性テストにおいても同様でしょうか。</p> <p>③実効性テストのインバランス算定について、BG計画との差分がインバランス算定となりますでしょうか。または発動指令のアセスメント対象容量と実出力（発電量調整受電電力量）の差分がインバランス算定されるでしょうか。</p> <p>【意見】</p> <p>④2025年度（実需給2027年度）の実効性テストおよび実需給の発動指令の扱いと同様に、調整力精算とすることをご検討いただけないでしょうか。</p> <p>実効性テストは、テストとして十分な出力が出されるか確認することも目的の一つであると認識しております。約定しているアセスメント対象容量以上の出力にインバランスペナルティを設定した場合、1地点複数応札の火力発電機について、発電端値を元に出力操作しているため、送電端値であるアセスメント対象容量に合わせて出力操作するにあたり、変動する所内電力量を想定して期待容量に合わせることは非常に難しく、インバランスや市場退出に伴うペナルティリスクが事業者にとって非常に高くなります。そのため、期待容量以上の出力は出さない方向になるかと思いますが、期待容量の確認の目的に反するのではないかと考えますがいかがでしょうか。</p>	<p>実需給断面を含め、発動指令電源の発令において発生する電力量については、相対契約又は卸電力市場等を通じて小売電気事業者へ供給力を提供することとしており、発電販売計画又は需要抑制計画へ適切に反映・入札した結果、未約定になった場合は基本的にインバランス精算として扱われます。そのうえで、実効性テストは電源等リスト単位の期待容量を確定させることを目的としたものであるため、原則どおりインバランス精算とされています。</p> <p>計画値の提出に関しては、リンク先「2024年度以降の発電計画値・発電上限値に関する事業者説明会資料」の20,21スライドをご確認ください。</p> <p><a href="https://www.occto.or.jp/occtosystem2/oshirase/2023/230428_oshirase.html">https://www.occto.or.jp/occtosystem2/oshirase/2023/230428_oshirase.html</a></p>
13	58	図3-15の中段で一般送配電事業者へ計量値の提供依頼対応を実施とされているが、過去に当社の電源等リスト内の需要抑制リソースのスマメが故障した際に、貴機関の算定した実績値の元データとして一般送配電事業者のもつ「30分値のプロファイリングデータ」が使用されていなかったため当社の実績算定結果と乖離があった。2024年度実需給においては異議申立てから突合完了まで半年以上要し、貴機関からの申し出によりペナルティを仮精算したうえに、最終的にはペナルティ過払いにより貴機関より返金いただくことになった。こういった経緯を踏まえ、貴機関側での実績算定の際にもスマメ故障の場合における算定手続きに関する仕組みを整理いただき、スムーズな突合対応を実現いただきたい。	ご意見ありがとうございます。円滑な突合対応の実現に努めて参ります。
14	69	<p>【意見】</p> <p>①実効性テスト後の期待容量がアセスメント対象容量を上回る場合、貴機関にて期待容量が自動的に情報更新されますが、実需給断面で発動指令通知時に実出力上昇するのは、容量確保契約容量までと認識しているため、貴機関での期待容量を自動更新ではなく、事業者側での操作のもと更新するという手順にしていただけないでしょうか。</p> <p>②実効性テストはアセスメント対象容量をもとにアセスメントされると認識しております。一方で、発動指令電源の容量確保契約金額は、容量確保契約容量に紐付いていると理解しております。つきましては、アセスメント対象容量ではなく、容量確保契約容量をもとにアセスメントされるべきではないでしょうか。</p>	<p>実効性テストの発動実績が応札時の期待容量を上回った場合、事業者さまにて期待容量を修正いただく仕様となっております。</p> <p>また、発動指令電源のアセスメント対象容量は、容量確保契約約款に記載の通り、調整係数反映前の応札容量としています。</p>
15	89	発動実績算定諸元一覧(様式10)の「需要抑制シート」AK～AT列にベースライン算定において除外した日付を記載する欄が追加されたが、数千におよぶ需要リソースは入れ替えも頻繁に発生する中でDR除外日をリソースごとに記載することは困難。G～L列のベースライン算定上はDR対象日を除外しているため、AK～AT列は記載を免除いただきたい。	突合結果不一致となった場合に除外日の認識齟齬がないことを円滑に確認するために記載いただいております。円滑な市場運営のためご協力をお願いいたします。